

介護保険料140万人増額

65歳以上の高所得層、月額最大5000円

来年度にも 非課税1300万人は減額

厚生労働省は6日、所得が高い65歳以上の高齢者の介護保険料を増額する案を、社会保障審議会（厚労相の諮問機関）部会に示し、大筋で了承された。年間所得410万円以上の約140万人を想定。所得が最も高い層では保険料が月最大約5千円増える可能性がある。增收分を使って、世帯金員が市貢員が市町村民税非課税の低所得者約1300万人の保険料は引き下げる。2024年度開始を目指す。24年度開始を目指す。2024年度開始を目指す。

介護サービス利用時の自

己負担が2割となる人の対

象拡大には慎重意見が多か

った。

介護保険料見直しは高齢化が進む中、支払い能力に

が65歳以上の高齢者の介護保険料を増額する案を、社会保障審議会（厚労相の諮問機関）部会に示し、大筋で了承された。年間所得410万円以上の約140万人を想定。所得が最も高い層では保険料が月最大約5千円増える可能性がある。增收分を使って、世帯金員が市貢員が市町村民税非課税の低所得者約1300万人の保険料は引き下げる。2024年度開始を目指す。

65歳以上の保険料は運営主体である市町村ごとに基準額を決め、所得の段階に応じて基準額が増減する。現在の基準額の全国平均は月6014円。厚労省は標準的な方式として所得を9段階に分けており、最も高い9段目（320万円以上）の人は基準額の1・7倍の保険料（月約1万円）を支払っている。

厚労省案では、320万円以上の段階を細分化し、「410万円以上」「500万円以上」「590万円以上」「680万円以上」へ引き上げる。この4段階を新設し計13段階とする。最も高い680万円以上の人には基準額の最大2・6倍（月約1万5千円）へ引き上げる。

65歳以上で世帯全員が市町村民税非課税の1～3段目の保険料（基準額の0・3～0・7倍）は、0・26～0・69倍へ引き下げる。一部は、介護職員の処遇改善策に使うことも検討するため、詳細は年末の予算編成で決める。

の4段階を新設し計13段階とする。最も高い680万円以上の人には基準額の最大2・6倍（月約1万5千円）へ引き上げる。

65歳以上で世帯全員が市町村民税非課税の1～3段目の保険料（基準額の0・3～0・7倍）は、0・26～0・69倍へ引き下げる。一部は、介護職員の処遇改善策に使うことも検討するため、詳細は年末の予算編成で決める。